東京都公文書館在り方検討会議報告書(概要版)

平成31年3月29日 公 文 書 館

公文書管理の現状と課題 第1

東京都公文書館の概要

<沿革>

昭和43年10月公文書等の総合的、統一的な管理を行うため、港区海岸一丁目に開設し、 平成24年4月世田谷区玉川に仮移転し

事業開始、平成31年度中に新館へ移転予定

く事業>

- ○公文書等の引継ぎ、整理、保存、閲覧
- ○編さん刊行及び普及事業

<所蔵資料等(平成29年度)>

○東京府・市文書 約34,500冊

○東京都文書

約936,300件

○江戸・明治期史料

約8,000冊

○公文書の引継ぎ 年間約14,400件

2 東京都公文書の管理に関する条例の制定

- ○公文書の意義及び作成の目的を明確化し、実施機関の責務規定等を定め、同条例の下、 統一的な管理を行うこととなった(平成29年7月1日施行)。
- ○新公文書館が完成する平成31年度に合わせて、(仮称)歴史公文書等(歴史資料とし て重要な公文書等)に関する規定を追加予定

新公文書館の開館

<施設の概要>

- ○建設地:国分寺市泉町二丁目102番13
- ○敷地面積:約6,000㎡、延床面積:約10,000㎡

<施設の特徴>

- ○施設のZEB (Net Zero Energy Building) 化
- ○省エネ・再エネ技術により適正な温湿度環境を保つ書庫環境
- ○電子化の推進(デジタルアーカイブ整備・デジタルサイネージ設置)
- ○従前の約1.6倍(約5,600㎡)の書庫面積

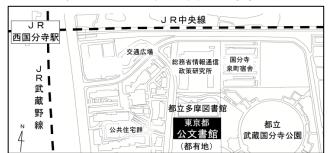
<開館に向けての課題>

- ○公の施設化に向けた(仮称)東京都公文書館条例の制定
- ○公文書管理条例改正・新公文書館の開設を踏まえた公文書移管基準の考え方の整理
- ○土日開館等、都民が利用しやすい施設とするための公の施設への転換
- ○所蔵資料の電子化やSNS等を活用した利活用サービスの向上等、情報発信の強化

~公文書を象徴するように積み重なったイメージの外観~

~案内図(JR西国分寺駅より徒歩8分)~





第2 公文書館の在り方について

1 (仮称) 東京都公文書館条例の制定

○公文書館を公の施設として位置付け、(仮称)公文書館条例及び同施行規則を制定

2 公文書館としての移管基準の考え方

(1) 基本方針等

- ・歴史資料として重要な公文書等を確実に新公文書館へ移管するための移管基準ガイドラインを策定し、東京都公文書管理委員会(仮称)での審議を経て策定
- ・従来の業務(都政運営、行政制度の新設等)による移管基準に加え、政策及び年代による移管基準、廃棄の意思決定文書に関する移管基準を追加する方向で検討
- (2) 移管・廃棄に際しての公文書館の関与方法
 - ・公文書の移管・廃棄に際し、公文書館は、移管基準の設定に関与する方向
 - ・国立公文書館と同様に全ての公文書に意見を付すことは、困難と思われるが、公文書の 移管・廃棄にあたり、公文書館の専門的視点を反映する仕組みを構築するか検討

3 利便性向上策の検討

(1) 開館時間の拡大

通常時は土曜開館を、企画展開催時の木金曜日等は開館時間の延長を行うことを検討

(2) セミナールームの活用

都民への貸出し、古文書講座等の都民向け講座の開催

- (3)情報発信の強化
 - ・国の重要文化財に指定された東京府・市文書や江戸期古文書類をインターネットに 画像データで提供するデジタルアーカイブを実現
 - ・SNSを活用した資料情報の発信をより活性化し、利用者層を拡大
- (4) 最新の展示施設を設置し、重要文化財等を広く公開
 - ・常設展示室では、グラフィックやタブレット等を活用し、江戸から東京への歴史の展開をわかりやすくたどり、企画展示室では、所蔵資料による企画展を年2回程度開催
 - ・エントランスホールにタッチパネルディスプレイを設置し、江戸・東京の歴史、所蔵資料等の紹介を行う。
- (5) 隣接する東京都立多摩図書館との連携 双方の蔵書や資料を活用した企画展や講座の開催及び広報等における連携を検討
- (6) 行政利用への利便性向上策 行政向け文書に関するサービスの充実、職員向けサテライトオフィスの設置等を検討

4 施設管理の在り方

- (1) 都の直営(一部委託を含む)による運営
 - ・公文書の歴史的な評価や収集、整理、保存、公開等には、アーキビストの素養を持ち、 かつ、都の組織や所掌事務に熟知した行政職員及び業務の継続性を確保
 - ・利用請求に対し、個人情報等の利用制限を判断し、不服のある利用者からの審査請求 に対応
- (2) 開館日は平日及び土曜日とし、日曜・祝日は休館 月曜日は開館し、行政利用を考慮しつつ利便性の向上を図る。
- (3) 開館時間は原則として9時から17時までとし、館内セキュリティの確保が可能であれば企画展等開催中の木金曜日等に限り、展示施設のみ20時頃まで開館を検討